

第 473 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 8 年 8 月 24 日
前橋地方合同庁舎
1 階 共用会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

(2) その他

3 閉 会

第 473 回 群馬地方最低賃金審議会

資料目次

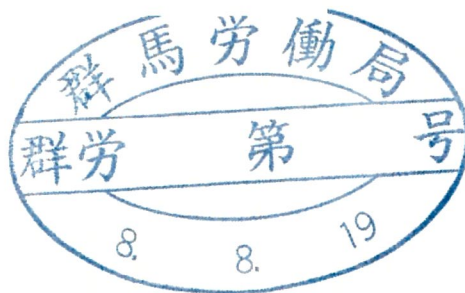
ページ

1	群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書	
	群馬県労働組合会議	・ ・ ・ ・ 1
2	2026 年度群馬最低賃金の改正決定額に対する異議申出	
	全労連・全国一般群馬労働組合	・ ・ ・ ・ 3
3	令和 8 年度群馬地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書	
	生協労連コープネットグループ労働組合	・ ・ ・ ・ 4
4	2026 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出	
	群馬県医療労働組合連合会	・ ・ ・ ・ 5
5	群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出書	
	群馬県自治体一般労働組合	・ ・ ・ ・ 7
6	最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に 引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書	118 筆
	群馬県労働組合会議	・ ・ ・ ・ 8

(ホームページ掲載用にはページ番号などの記入を行っています)



群馬労働局長
上野 康博 様



2026年8月19日

群馬県労働組合会議
議長

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月6日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を57円引き上げ1,120円とする答申を行いました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を少なくとも1,700円以上に引き上げ、2,000円をめざすことを求めます。

1. 今回の審議の経過については、専門部会でも、本審議会でも意見の一致を見ず、採決ということになりましたが、この結論には大きく2つの問題があると考えられます。

第1に、この間の物価高騰に追いつかない数字だということです。この間の異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。時給1,120円では、現在の生計を維持することすら否定されてしまい、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法1条）」とは言い難い金額なのではないでしょうか。

第2に、地域間格差が解消しないということです。昨年的大幅引き上げで、北関東3県の格差は少し解消されたものの、引き続き栃木県とは5円の格差があります。茨城県はまだ答申が出されていませんが、仮に目安どおりだとすると10円の格差が縮まりません。昨年の公益委員見解でも、昨年・今年の山本知事の要請でも、「北関東3県の賃金支払い能力には差がない」としているのです、少なくとも同じ水準にすることが求められているのではないのでしょうか。

関東地方で1番低い最低賃金額の群馬県から隣県や首都圏への労働力人口の流出は、県内企業にとっても大きな損失となっているのではないのでしょうか。感染症対策でも、自然災害の防止でも、人口の東京などへの一極集中の是正が重要になっており、最低賃金の地域間格差の解消はいつそう喫緊の課題です。そのためにも、最低賃金の格差を縮小・解消させることを強く求めます。そして、格差解消の最善の方法である全国一律最低賃金制度について検討し、実現することを求めます。

2. そのためにも、現行金額からいくら引き上げるのか、という検討だけではなく、一人の大人が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらあればいいのか、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが保障される賃金水準はどれくらいなのかを生活実態

を明らかにして議論していくことが必要なのではないでしょうか。

群馬県労働組合会議は、2025年から2026年にかけて実施した「最低生計費試算調査」の結果を7月に発表しました。これによれば、前橋市内の若者が自立して最低限度の生活をするには、月額28万円程度、時間額1,850円程度が必要であることが明らかになりました。私たちは、この調査結果も示して、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回も労働者の生計費を正面にすえた審議は行われなかったのではないのでしょうか。また、この調査は全国31都道府県で行われていますが、最低生計費については全国どこでも変わらないことが明らかになっています。

1,120円の改定では1,850円のわずか60.5%に過ぎず、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。改めて、ただちに1,700円以上に引き上げ、2,000円をめざすことを求めます。

3. 地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、円安と物価高騰により、業種によっては大きな打撃を受けています。これまでも原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策の強化が求められます。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、県や国に対し具体的に求めていただきたいと思います。

以上のことから、本年度の改定にあたって再度審議していただき、大幅引き上げを実現するよう、よろしくお願いいたします。



2026年8月18日

群馬労働局長

上野 康博 殿

全労連・全国一般群馬労働組合

執行委員長

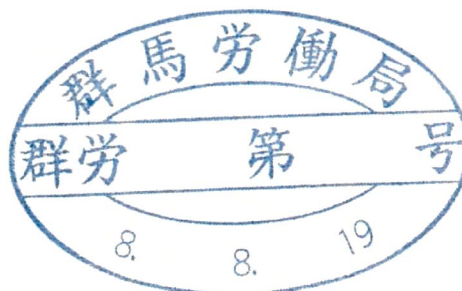


2026年度群馬最低賃金の改正決定額に対する異議申出

当組合は2026年8月6日に行われた第472回群馬地方最低賃金審議会における改正決定について異議を申し立てます。理由を以下に述べます。

- ① 物価高に対して引き上げ額が見合っていないこと。
- ② 最低賃金額を決定する比較対象を生活保護費に求めており、現状ではどちらも「憲法第25条の文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に値していないこと。
- ③ 最低賃金は生計費原則で行うべきであること。

意見書でも述べましたが、エンゲル係数は44年ぶりの高水準を示しており、コロナ禍以来経済は冷え込み、ここにアメリカが引き起こした戦争による石油不足がさらなる物価高を引き起こしました。これにより国民生活は疲弊の一途をたどっています。税収はこの6年間過去最高であるのに、生活は一向に上向かないどころか下降しています。今の政治が軍拡ではなく国民生活の安定に注力するならば、社会保障を切り捨てることなく生活の保障は図れるはずです。残念ながら、高市政権は国民生活の困窮を重く見ていません。ならば、国民生活の水準を引き上げるのに最も効果があるのは最低賃金の大幅な引き上げです。群馬県労働組合会議が行った「最低生計費試算調査結果」を重視し、さらなる引き上げを求めます。



以 上



2026 年 8 月 19 日

群馬労働局長

上野 康博 様

埼玉県さいたま市南区南本町 1-16-9

フォーラム南浦和 4F

電話番号 048-839-1052

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長

令和 8 年度群馬地方最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和 8 年 8 月 6 日に示された群馬地方最低賃金改正決定（答申）について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

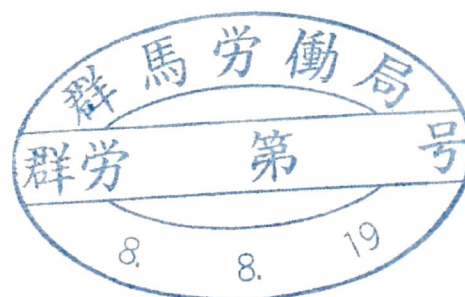
群馬地方最低賃金審議会は 2026 年度の最低賃金の改定決定について、時間給額を 57 円引き上げ 1,120 円とする答申を行いました。この改定額は昨年に次ぐ高額であり、2 年続けて目安額に対して上乗せをしたことは、貴審議会の努力として、長時間にわたる協議をしてきたものと評価するものですが、時間額 1,120 円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準と言わざるを得ません。

私たちは、群馬県労働組合会議と協力して、20 代単身者が自立して群馬県で暮らすための最低生計費試算調査を実施し、「群馬県でふつうに暮らすために本当に必要な時間給額」を調査し、意見書で考え方を示しました。憲法で保障されている、健康で文化的な最低限度の暮らしをするためにいくら必要なのか、実際に群馬県で働く労働者を対象にした結果を示しましたが、反映されているとは思えません。

また、毎年非公開とされてしまう専門部会での、議論の中で、労働者が人間らしく暮らしていけるための最低賃金の水準がどうあるべきか、十分な議論がされたのか、あるいは考えの一致点があったのかについては、審議会での議論の内容がよくわかりません。来年以降の審議会では議論の内容がより具体的にわかるように公開での審議となることを求めます。

群馬県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう令和 8 年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。また、次年度以降の群馬地方最低賃金審議会での議論のあり方の改善について申し送り事項とすることの検討をお願いします。

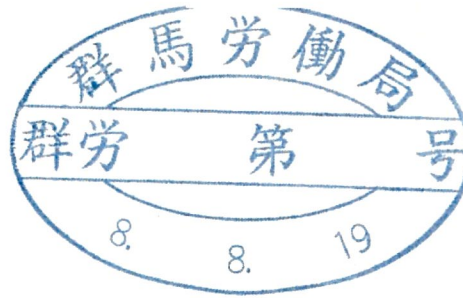
以上





2026年8月19日

群馬労働局長
上野 康博 様



群馬県医療労働組合連合会
執行委員長 [REDACTED]
前橋市本町 3-9-10
電話 027-224-4263

2026年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月6日、群馬地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を57円引き上げ、1,120円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業であり、ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬など、国が定めた基準をもとにして算定された『公定価格』によってまかなわれています。医療、介護、福祉、保育などのケア労働者は、国家資格が必要な専門性が高く、いのちや健康、くらしを守る社会的役割の大きい仕事ですが、コロナ禍以降から続いている異常な物価高騰に対し、賃上げが置き去りにされています。政府は、ケア労働者の賃上げの必要性から26年度診療報酬、臨時介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定を行いましたが、対象職種の制限や施設ごとに格差をつけるなど、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げが労働者に届いていない状況です。他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、看護師や介護職員は夜勤や残業をしても全産業平均にとどかず、コメディカル(医師や看護師以外の医療従事者)はより賃金の高い産業に転職する労働者が増えており、ケア労働者の低い処遇・労働条件による離職が人手不足に拍車をかけ、サービス提供にも影響を及ぼしています。全産業平均賃金との格差が拡大するだけでなく、隣県に及ばない群馬県最低賃金は、医療介護労働者人口の減少によって人材確保や育成が進まない状況が続いています。

診療報酬は長年抑制され、消費税は医療機関持ち出しになっており、物価高騰を考えると現在の政策では医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、福利厚生や一時金の引き下げが増えました。私たちは国への働きかけも強め、報酬の大幅引き上げ、ケア労働者の時給1,800円以上を産別要求に掲げ、世論を味方につけながら運動をすすめています。

全国的にも医療・介護の現場において、非正規労働者は増加しており、医療・介護施設で約4割、在宅介護分野では約8割が非正規労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 群馬県労働組合会議は、「最低生計費試算調査」に取り組みました。その結果から「群馬県で8時間働けば人間らしく暮らせる」には、時給1,800円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化につなげるには、時給1,120円は足りない目安となっています。

2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1,800円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上



2026 年 8 月 17 日

群馬労働局長

上野 康博 様

群馬県自治体一般労働組合

委員長

群馬県最低賃金の改定決定に対する異議申出書

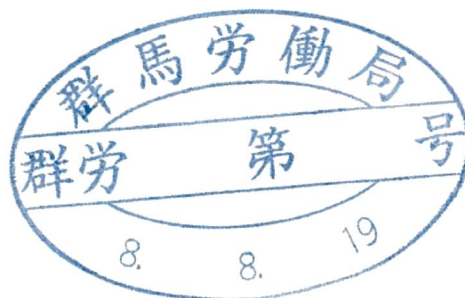
群馬労働局が 8 月 6 日公示した群馬県最低賃金の改正額について、以下の理由により異議申出書を提出します。

第 1 の理由は、国の目安 56 円にわずか 1 円上積みの 1,120 円とした低額にあります。県内の全 12 市の会計年度任用職員の職種別時間給（25 年度）を割り出し、それぞれの内で最も低い時給を各自治体別に比較した結果、時間給で最も高かったのは太田市の 1,410 円で、最下位は前橋市と高崎市でいずれも 1,080 円でした。12 市の平均は 1,207 円で県は 1,200 円でした。現在の最低賃金は 1,063 円です。よって、人事委員会勧告に伴う条例改正が地方議会で可決・執行するまで最低賃金を下回る自治体が存在することになります。引き上げ幅が低すぎることで生じた「新たな問題」をつくってはなりません。

第 2 の理由は、金額改定の根拠として群馬地方最低賃金審議会があげている「令和 6 年 10 月 4 日発効の群馬県最低賃金（985 円）は、同年 6 月の群馬県の生活保護水準を下回っていない」との見解をそのまま受け入れていることです。ここ数年の物価高騰は異常です。直近の日米共同による為替介入によっても為替相場は、155 円台からジリジリ 160 円台に向かっていきます。日本経済は重大な岐路にあります。経済政策の重要な柱に賃金の大幅引上をかける必要があります。審議会の答申でも、中小企業への支援策等が盛り込まれました。中小企業者とも連携した取り組みにすることが大切です。

第 3 の理由は、広く県民の意見を聞き、労働者の実態に即した議論がされていないことです。県労会議が公表した最低生計費は時給 1,851 円です。これは全国的傾向と同一です。まず、これをベースに話し合うのが自然ではないでしょうか。県弁護士会会長は、声明の 2 項で「現状の群馬県の最低賃金の水準は『労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を大きく下回っているといわざるを得ない。よって群馬県の最低賃金を大きく引き上げることが必要である』と述べています。この声に真摯に向き合う姿勢が必要です。

以上





最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に
引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2026年8月19日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

今回提出	118筆
前回提出	1902筆
合計	2020筆



群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2026年 月 日

群馬労働局長 殿
群馬県最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

最低賃金は2025年の改定で全国加重平均1,121円となりましたが、最高額の東京(1,226円)と最低額の県(宮崎、高知、沖縄1,023円)との差は203円です。地域間格差は地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。何よりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。また、群馬県の最低賃金は1,063円で、関東の中で最も低く、北関東3県の中での格差も解消していません。

最低賃金全国一律制度の実現は、全国どこでも誰でも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかける確かな道となります。最低賃金制度は新しい時代の要請にこたえられるよう、修正が迫られており、それは「全国どこでも最賃1,700円以上」です。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が、全国いっせいの最低賃金の大幅引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費の高騰が続く中で諸経費が価格に適正に反映されるしくみや、単価の不当な切り下げといった大企業の下請けいじめをたすなど、コストが価格に適正に反映されるしくみを整備することも求められています。

上記の趣旨を踏まえ、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、最低賃金全国一律制度を創設すること。
2. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,700円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。
4. 最低賃金の発効日は10月とすること。

氏 名	住 所

【取扱団体】 群馬県労働組合会議（県労会議）